

第5章 第二種製造者に係る届出

第5章 第二種製造者に係る届出

1 高圧ガス製造事業届

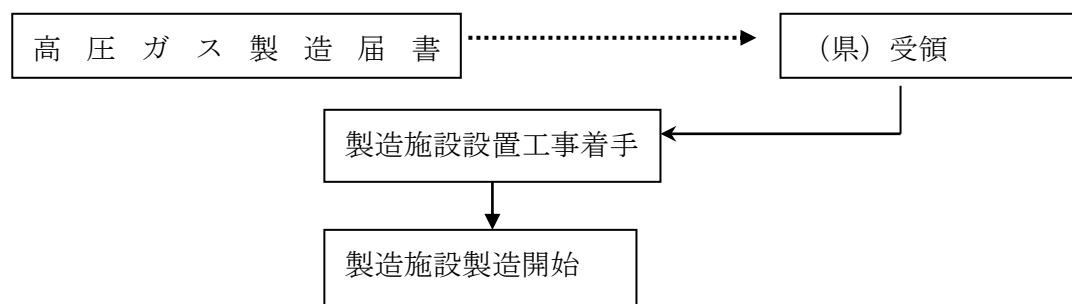
第二種製造者（「第1章 1 高圧ガスに係る事業区分」参照）は、事業所ごとに事業開始日の20日前までに、「高圧ガス製造届書」を県知事へ届け出なければなりません。（法第5条第2項，一般則・液石則第4条）

提出先については、第1章 2 申請書・届出書の提出先を参照願います。

手続き

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出期限 | 事業開始の20日前まで |
| (2) 届書 | 高圧ガス製造事業届書（一般則様式第2，液石則様式第2） |
| (3) 提出部数 | 1部（事業者控えが必要な場合は、もう一部持参してください。） |
| (4) 手数料 | なし |
| (5) 添付書類 | ① 履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書（個人の場合は住民票）の写し
② 委任状（手続き等を委任する場合）
③ 製造施設等明細書（別紙7）
④ 事業所の概要説明書 |

製造施設等明細書の添付書類は、第2章 第一種高圧ガス製造施設の製造計画書の添付書類と同じ（ただし、技術上の基準については、一般則第10条又は液石則第11条に掲げるもの）



※ 以下の施設を有する第二種製造者は、定期自主検査を実施するとともに、検査記録の作成・保存を行う必要があります。（法第35条の2，一般則第83条，液石則第81条）

- ・認定指定設備を使用する者
- ・ガスの種類にかかわらず、製造する高圧ガスの処理量が $30\text{Nm}^3/\text{日}$ 以上である者

2 高圧ガス製造施設等変更届

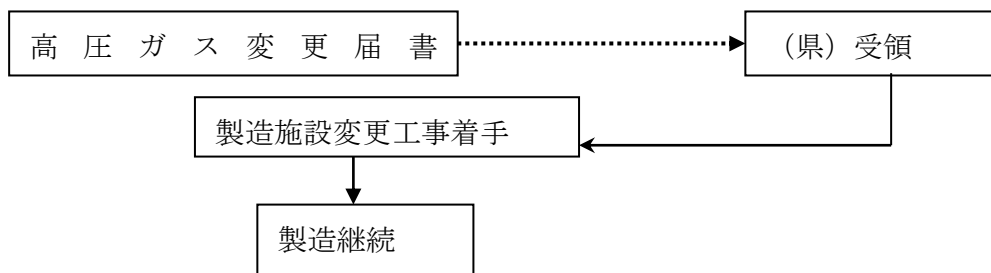
製造施設の変更をしようとするときは、軽微な変更工事を除き、あらかじめ県知事に届け出なければなりません。（法第14条第4項）

なお、軽微な変更工事に該当するものについては、第2章 10 高圧ガス製造施設軽微変更届

<許可を受ける必要のない軽微な変更工事>を参照してください。

手続き

- (1) 提出期限 事前に
- (2) 届書 高圧ガス製造施設等変更届書（一般則様式第6，液石則様式第6）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合は，もう一部持参してください。）
- (4) 手数料 なし
- (5) 添付書類 ① 委任状（手続き等を委任する場合）
② 製造施設等変更明細書（別紙8）



3 第二種製造事業承継届

事業の全部を譲り渡し，又は第二種製造者について相続，合併若しくは分割があつたときは，譲り受けた者又は相続人，合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業を承継した法人は，第二種製造者の地位を承継します。（法第10条の2）

第二種製造者の地位を承継した者は，第二種製造事業承継届書を提出してください。（一般則第9条の2，液石則第10条の2）

手続き

- (1) 提出期限 承継した後，遅滞なく
- (2) 届書 第二種製造事業承継届書（一般則・液石則様式第3の2；第一種製造者と同じ様式）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合は，もう一部持参してください。）
- (4) 手数料 なし
- (5) 添付書類 ① 委任状（手続き等を委任する場合）
② 承継の事実を証する書面（合併契約書，分割計画書分割契約書の写し又は公告等の記載されている官報の写し，履歴事項全部証明書の写し）

4 高圧ガス製造廃止届

高圧ガスの製造を廃止したときは，「高圧ガス製造廃止届書」を提出しなければなりません。（法第21条第2項）

製造廃止届は、事業所が第二種製造者として高圧ガスの製造を全て廃止したときに届け出るものであり、製造施設ごとに届け出るものではありません。

手続き

- (1) 提出期限 製造を廃止した後、遅滞なく
- (2) 届書 高圧ガス製造廃止届書（一般則様式第 24，液石則様式第 23；第一種製造者と同じ様式）
- (3) 提出部数 1 部（事業者控えが必要な場合は、もう一部持参してください。）
- (4) 手数料 なし
- (5) 添付書類 委任状（手続き等を委任する場合）

5 高圧ガス保安統括者等届

可燃性ガスの液化ガス又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを設置する第二種製造者であって、処理能力が $30\text{Nm}^3/\text{日}$ 以上 $100\text{Nm}^3/\text{日}$ 未満の処理設備を設置する者は、事業所ごとにその事業の実施を統括管理する者を保安統括者に選任しなければなりません。（法第 27 条の 2 第 1 項第 2 号）

保安統括者を選任・解任したときは、「高圧ガス保安統括者届」を提出しなければなりません。（法第 27 条の 2 第 5 項）

また、保安統括者を選任した場合には、施設区分ごとに資格・経験を有する者の内から保安係員を選任しなければなりません。（法第 27 条の 2 第 4 項）

保安係員を選任・解任したときは、「高圧ガス技術管理者等届」を提出しなければなりません。（法第 27 条の 2 第 6 項）

手続きについては、第 2 章 4 高圧ガス保安統括者届を、5 高圧ガス技術管理者等届を参照してください。

6 代表者等変更届

名称、所在地、代表者、申請代理者を変更したときは、「代表者等変更届」を提出してください。

手続き

- (1) 提出期限 変更後、遅滞なく
- (2) 届書 代表者等変更届書（手引様式第 2）
- (3) 提出部数 1 部（事業者控えが必要な場合は、もう一部持参してください。）
- (4) 手数料 なし
- (5) 添付書類 ① 委任状（手続き等を委任する場合）
② 変更した事実を証明する書面（履歴事項全部証明書の写し等）

7 施設の休止

高圧ガスの製造を休止したときは、製造施設内のガスを窒素等の不活性ガスと置換するなどの保安措置を講じてください。休止に伴う県への届出は不要です。

8 定期自主検査の実施

法第 56 条の 7 第 2 項の認定を受けた設備を使用する第二種製造者若しくは第二種製造者であって 1 日に製造する高圧ガスの容積が 30Nm³ 以上の者は、1 年（告示で定める設備又は施設にあっては、告示で定める期間）に 1 回定期自主検査を実施し、検査記録を作成し保管しなければなりません。（法第 35 条の 2，一般則第 83 条，液石則第 81 条）